

## 人権問題概論（令和2年度埼玉県新規採用職員向け研修講義）逐語記録

埼玉県新規採用職員の皆さん、こんにちは。人権啓発講師の新井です。ただ今から、人権問題概論についてお話をさせていただきます。今日の流れは、画面にありますように、最初に「はじめに」から人権一般について、そして、2番目の身近な人権課題。これについては、皆さんが県職員として、そして公務員として、大切な、認識しなくてはならないもの「(5)の同和問題」、そして「(7)の性的少数者の人権」、この人権課題について、絞ってお話をさせていただきます。そして最後に、人権問題を解決するために、ということでお話をまとめたいと思います。40分という時間よろしくお願ひします。

最初に皆さん「人権って何ですか」、こう聞かれた時どう答えますか。ちょっとですね。戸惑うのではないかなと思います。毎日、人権、人権って考えている方は少ないのではないかなと思います。しかしながら、ですね、日々人権に関わる生活を私たちはしているわけです。一言で言うと、人権とは、「人間として幸せに生きる権利」と、こう言われています。誰でもですね。人として大切にされ、人として幸せに生きたいな、と思って生きているかなと思います。それが、人権ということでもあります。しかしながら、何か守られていて当たり前。そんなふうになっている方が多いのではないかなと思います。しかしながら世の中、いたるところですね、人権を踏みにじる行為や、また偏見とか差別というものがあります。今日は、そういうことについて、深く理解を図り、そしてそれを行動にですね、繋げていけるようにしていければいいかなと思います。そのために大切なのは、「豊かな人権感覚」というものだとは私は思っております。まず、「感じる」ということでもあります。

さてこの画面に映ったこの写真は、この昨年3月でした。40年前に出会った職場の友だちから、いただいたものです。40年前、こんな話を（彼は）していました。俺は岩手県の釜石の上にある山田町という町で、生まれたのだと。そこには、足の不自由な妹がいるのだと。妹は、ポリオ（小児麻痺）という病気になって、上手く歩くことができないのだ、とそんな話をしていたのを覚えております。そして、昨年3月に出会った時に、この写真（東日本大震災直後の山田町の様子）をいただき、被災当時の様子を私は聴きました。連絡がとれない妹を捜しに、私の友だちは、岩手県に山を越え車で向かったそうです。しかしながら、妹はすぐ見つけることができなかつた…。弟は、間もなく遺体で見つけることができた。2ヶ月後、妹は海の岩の隙間を漂着するところを、見つけることができたそうです。（7年後）彼が創った短歌（うた）はこんな短歌でした。「妹が 走れぬゆえに 弟は ともに吞まれし ただ寄り添うて」。弟が、妹を背負って、逃げている様子は、町の人たちも見ていたそうです。みんな「てんでんこ」なんですね。それは仕方ないことです。

被災からもう9年以上たち、私はもう（心の）復興は進んでいるかなあと思っていました。しかしながら、この短歌にありますように、いまだ被災地（特に家族）は、被災を背負いながら、喘ぎながら<sup>あえ</sup>生きているというのが現実だそうです。

「豊かな人権感覚」と語るのは簡単ですが、やはり、大変なことです。「感じる」ということは、大変なことです。「感じ続ける」ということは大変なことです。やはり「人権」を語るときのスタートとして、だから「人権感覚」をしっかり持つということ。自分の自責の念を込めてお話をさせていただきました。

それでは、人権（問題）について、これから入って行きたいと思います。人間として幸せに生きる権利とお話ししました。皆さん、こんなことはありませんか。みんなから仲間外れにされている。出身や社会的身分などで差別されている。障害があることを理由に差別や不当な扱いを受けている。性別を理由に不当な取扱いを受けている。こんなことがあると当事者は辛いですね。あつてはならないことです。あつたら何とかしなくてはならない。そういうことです。

埼玉県では、人権施策の基本理念ということで、お互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会の実現を目指して、一つ目が「一人ひとりが個人として尊重される社会」、二つ目が「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力を発揮できる社会」、三つ目が「一人ひとりの多様性を認め合い。共に生きる社会」、こんな埼玉県をつくって行こうということでやっております。これが埼玉県の人権施策の推進指針というものです。資料の後ろの方に少しまとめてありますので、後で見ただければと思います。

この「人権」に対して国の方は、国民に対して世論調査を行いました。平成29年度、内閣府で行った調査によりますと、人権課題の中で関心というもののトップに「障害のある人の人権」がありました。そして、インターネットによる人権侵害、高齢者、子ども、女性、東日本大震災による人権問題などが続いております。グラフの通りです。三つのポイントがあります。一つは、トップに立った「障害のある人の人権」、これは、前回調査が5年前ですけれども、平成24年度から、11ポイント上がっております。そして2番目に「インターネットによる人権侵害」がきました。これも7ポイント以上上がっております。そしてもう一つの特徴として、真ん中辺にあります「性同一性障害者及び性的指向」、併せて「性的少数者の人権問題」は前回調査に比べて、倍ぐらい高くなっております。

これからお話しするのは「身近な人権課題」です。最初に来るのは、「女性の人権」というものであります。これは、法務省が（示す）人権課題を並べているトップにいつも来るものです。女性の人権、子どもの人権、そして、高齢者の人権、障害のある人の人権、これは皆さん、今日はお話できませんが、大切な人権課題です。資料等見ていただきながら、これからよく勉強して行っていただければなと思います。そして、今から話すものは「同和問題」です。公務員として県職員として、正しく認識しておかななくてはならないことであります。

では、同和問題についてお話します。「同和地区（被差別部落）に生まれ育ったことなどを理由に差別を受ける」ということで、あってはならない問題です。ここにありますように、表の内閣府の調査では、このような状況が示されております。大阪府立大学の齋藤直子准教授は、「同和問題は、就職や結婚といった人生の転機けんげんにおいて顕現する。これらは「就職差別」「結婚差別」と言われ、同和問題の解決における重要な問題であると捉えられている。採用や結婚の際、興信所や探偵社などを通じて、相手の出身地や家柄などをさぐる「身元調べ」は驚くべきことにいまだにビジネスとして成立している。」と述べています。また、「2011年11月に発覚した司法書士らによる戸籍謄本等不正取得事件などがある。この事件は、不正請求された1万件におよぶ戸籍謄本等から得られた情報や、携帯電話会社などの社員から提供された個人情報、身元調査等に利用されていた。不正に取得された戸籍謄本等のうち半分程度が部落出身者かどうかの身元調査に利用されている。」と述べています。

さて、同和問題の現状ですけれども、「私が体験した部落差別」ということで、人権を考える5分間ラジオ番組「明日への伝言板」では、こんなものが読まれております。

私には交際して2年になる彼がいます。私が被差別部落出身であることを知ったのは2年前。母は涙ぐみながら、ここが被差別部落だということを説明してくれました。そして母にも、結婚差別の経験がありました。

母は、「自分が被差別部落の出身だということは、人に言う必要はない。また、下を向いて歩く必要もない。堂々と胸を張って生きていればいい。」と言いました。

母は人に言う必要はないと言ったが、私は納得できませんでした。そして、私は出身を明かすことを決意しました。話す前は、本当に胸がドキドキしました。このことを言うと、母のように結婚ができなくなり、今の関係が壊れるかもしれないと思い、悲しさのあまり涙がとまりませんでした。

私が話し終わると、彼は一言。

「話してくれてありがとう。でも本当は知っていたよ。」と言いました。

私たちが交際を始めた頃に、彼の両親は、私の住んでいるところが被差別部落だということを知っていました。そのせいで別れたりするような心の狭い、差別意識を持った人間には育てて欲しくないと言ったそうです。

私はその話を聞き、今度は嬉しくて涙があふれました。そして、人権や差別に対してきちんとした考えを持っている彼の両親に本当に感謝しました。彼の両親が前もって彼にきちんとした人権教育していたからこそ、今の関係があるように思いました。

このように、まさに自分の生まれたふるさについて、涙を流して話さなくては  
いけない。こんなことはあってはならないことです。とともに、彼の両親が前もっ  
てきちんと話をしている。正しく理解し認識させている。このことは、とても大切  
なことであると思います。

同和問題の基本認識については、国の同和对策審議会答申で「いわゆる同和問題  
とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別  
により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、  
現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理とし  
て何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、も  
っとも深刻にして重大な社会問題である。」と同和問題の本質を説いています。そ  
して、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、  
日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急の解決  
こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と述べています。

次に同和問題の認知・認識であります。国の方は、世論調査で「(部落差別等の)  
同和問題について、初めて知ったきっかけは」について聞いております。国民全体  
の中で、「学校の授業で教わった」が22.9%でトップです。続いて「家族から聞いた」  
そして「部落差別等の同和問題を知らない」が17.7%。また学校を調査すると、  
「学校は100%教えています」という調査結果があります。しかしながら「知らない」  
という意見も17.7%あります。学習定着率の問題もありますけれども、もう少しこれ  
を具体的に、年代別に整理してみました。20代・30代・40代・50代、60代・70代と。  
20代から50代にかけては、「学校の授業で教わった」というものがトップでありま  
す。しかしながら、60代以降の方は、「家族から聞いた」というものがトップであ  
ります。これは、学校で60代以上の方は、まだ同和問題について「教えている時代」  
ではなかったということでもあります。そして、20代・30代・40代・50代、学校で教  
えるようになったということが背景にあると考えます。やはり問題は、60代以降の  
方が「家族から聞いた」というケースであり、「何を、どのような話を、聞いたの  
か」ということを一つ考えてみなくてはならないことかなというふうに思います。

同和問題解決に向けた今までの経緯でありますけれども、昭和44年、同和对策事  
業特別措置法以下、この3つの法律で33年間、特別対策事業を行ってまいりました。  
そしてその間、平成5年に同和地区の実態調査の実施が行われました。その結果、  
実態的差別はほぼ解消してきたけれども、心理的差別の解消については、今後も推  
進する必要があるといったまとめができました。そのまとめに基づき、国の方は、平  
成14年「人権教育・啓発に関する基本計画」をまとめ、「同和問題を重要な人権問題  
の一つとしてとらえ推進する」ということでスタートしました。特別対策事業につ  
いては、平成14年3月総務大臣談話をもって終了いたしました。そして、平成28年  
12月「部落差別解消推進法」という法律ができました。

この「部落差別解消推進法」についてこれからお話いたします。まず、背景とし  
てこの5つが言われております。特に(2)番目(3)番目。国際的な人権運動と連動し

た差別解消法制定の社会運動の進展、ということで、平成28年には、人権三法（といわれる）部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法）の法律が成立しております。そして(3)番目の「悪質な身元調査事件」について、先ほどこちよっとお話ししましたが、元弁護士、司法書士による戸籍情報不正取得事件などがおき、大きな問題になりました。そして「インターネット上の差別的書込み多発」などが見られるわけです。こんな背景の中で、この法律が成立した意義として、法制定そのものに大きな効果が期待されるとともに、現在もなお「部落差別が現存する」ことを明確にしたということ、公的文書で初めて「部落差別」が明文化されたということでもあります。そして、(3)・(4)・(5)・(6)に、ありますような内容で、法律ができております。そして、これは、法律が時限立法ではなく「恒久法」であるということをご理解いただければと思います。

同和問題の解決に向けた取り組みとして、「部落差別等の同和問題を解決するためには、どんなことが必要ですか」という質問があります。「人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき」これが50%でトップでありました。当然なことだと思います。「行政がもっと積極的に」という意見が40%ありました。そして「特別なことをする必要はなく、自然になくなっていくのを待つべき」というものが19.2%であります。私たちは、今は偏見を持っていないと思っても、正しい理解をしておかないと、何かの機会に、心の中に潜んでいる偏見が顔を出してこないとも限りません。常に正しい理解が必要であり「人権意識を眠らせない」ということは大切なことでもあります。

そして、(表の)下の方に「えせ同和行為をする人を処罰すべき」と、こういうものが12.6%あります。「えせ同和行為」について、ちよっとお話しします。「えせ同和行為」とは、「同和問題は怖い問題であり、できれば避けたい」との誤った意識を悪用して、企業・行政機関等に高額な書籍を売りつけるなど、不当な要求する行為です。「えせ同和行為」の具体例としては、図書等の購入、寄付の強要、代理人と称した介入などが挙げられております。この行為があたかも差別解消運動であるかのように見せかけて行われることが多いため、同和問題に対する誤った意識を植え付ける原因にもなり、これまでの多くの人々が積み重ねてきた啓発の効果を一挙に覆すもので、断固排除しなくてはなりません。しっかり認識する必要のあることです。

さて最後に、職員・公務員として適切な対応が必要です。公務員は、まさに人権尊重の理念に基づいた職務を遂行しなくてはならないわけです。そして、行政職員は、地域住民の声に耳を傾け、地域社会の一員として人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう求められているわけです。差別的な言動や振る舞いなどがあつた場合には、それを容認することなく、いち早く気づくことが大切になってきます。「部落差別は許されない」との認識を持ち、職員自らの問題としてとらえて、公務員としての適切な対応をしなければならないわけです。

続いて、「性的少数者の人権」問題についてお話しします。まず、どんな問題かということでもあります。「性的指向」「性自認」といった二つの言葉はよく使われるようになりまして。「性的指向」に関しては、男性が男性を女性が女性を好きになることに対して根強い偏見と差別があり、苦しんでいる人がいるという問題です。「性自認」は「心の性」ということですが、身体性の性と心の性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして、苦しんでいる人がいるという問題です。そして、両方とも時にはそれによって職場を追われることもあるという人権問題であります。国の方は、このことに関して「どのような内容の人権問題が起きていると思いますか」と聞いています。表のような状況であります。

さて、これから性的少数者に関して「どのように理解していったらよいか」という話をさせていただきます。最近まで、世の中には男性と女性の二つの性別しかないと思われてきました。しかし、姿、価値観、感情などが人によって異なるように、人間のセクシュアリティもたった二つのパターンで分けられるほど単純なものではないということが、認識されるようになってきました。まさにセクシュアリティは多様であるということ、個人の尊厳に関わる大切な問題であるということが認識されるようになってきたわけです。そして、それぞれ、自分の性別をどのように認識するか人それぞれである、どの性別の人を好きになるかは人それぞれである、ということでもあります。

じゃあ、どうしてこのような認識が世界的な認識となってきたのかということ、基本として、次の五つの構成要素から考えることが大切であると言われていています。性の構成要素ということ、今まで、生物学的な性、身体性の性が基本であったかなと思います。しかしながら、社会的・文化的な性（ジェンダー）ということが、もう言われて半世紀ぐらいになってきております。この理解も大分進んできました。そして、性的指向（セクシュアル・オリエンテーション）、そして、性自認、心の性（ジェンダー・アイデンティティ）。そしてもう一つ、性別表現です。この五つの構成要素から考えていくことが、大切であるということが、世界的に認識されるようになってきました。そして、性的指向・性自認に関しては、SOGI（ソジ）という言葉が今、使われるようになっております。

性的指向に関して、「どのような性別の人を好きになるか」ということでもありますけれども、多くの方は異性愛であるわけです。しかしながら同性愛、両性愛の方もいるということを知っていただければと思います。そして、性自認「心の性をどのように認識しているか」ということでもありますけれども、身体性の性は男性で心の性は女性というように身体性の性と心の性が一致しないため、身体性に違和感を持つ人を「トランスジェンダー」と言っておるわけですが、心の性にそって生きたいと望む人も多く見られるわけです。ですから、トランスウーマン、トランスマン、このような言われ方がされるようになってきております。

今、社会の中では、「LGBT」という言葉がよく使われております。LGBまでが性的指向、Tが、心の性ということでもあります。性自認ということでもあります。

そのほか、アセクシャル、エックスジェンダー、クエスチョニングなど、性的少数者の方がいらっしゃいます。「どのくらいいるの？」ということで、調査が行われております。この調査は、よく報道等されておりますけれども、電通という会社は「LGBT層」ということで調査しております。参考値でありますけれども、約9%という数字が性的少数者として上がってきております。概ね11人に一人ということでもありますけれども、そこで考えられることは、「身近に傷ついている人がいるかもしれない」ということであります。

同性愛の方は何に困っているのか、ということでもあります。まず、多くの人が「同性愛者が身近にいるという認識がない人が多い」ということです。恋愛の感情、恋愛の話題は異性愛を前提にしたものになりがちです。男性に対して「彼女いるの」、女性に対して「彼氏いるの」が当たり前になっているわけです。二番目に「日常的に同性愛者をからかうような雰囲気」が、これがあるということです。学校や職場において女装で宴会芸をしたり、同性愛者を笑いのネタにしたり、オカマ、ホモ、変態の発言など、日常的にレズビアンやゲイをからかうような雰囲気といったものはないでしょうか。三つ目が、「同性婚が法的に認められていない」ということに困っていると言われております。日本では同性カップルの婚姻、パートナー関係が法的に認められておりません。入院中の面会、医療同意、遺産相続などの老後問題、利用できない福利厚生など様々な困難に直面していると言われております。

トランスジェンダーは何に困っている、ということでもあります。友達にいじめられたり、からかわれたり、男か女かどちらかに区別されるということが多いわけですが、そのたびにトランスジェンダーの人は苦痛を感じているわけです。不登校、自傷行為、鬱などの症状から自殺に繋がることもあるとこう言われております。(次に)トイレや更衣室が性別で分かれているということに困っているということでもあります。トイレの問題は深刻だそうです。男性用、女性用とどちらにも行きにくい。学校や職場ではトイレを極力我慢している人もいます。多目的トイレや性別で区別しないトイレがあるわけですが、やはり大変なようです。

先日ある公民館で、講演会をやったあと、公民館の館長さんがお話をしてくれました。その方は、(公民館長になる前)小学校の校長先生をされていたそうです。卒業式が間近になった時、ある小学校6年生の女子児童が、卒業式に出たくない話をしたそうです。「どうしてなの？」と聞いてみると「スカートをはけない(はきたくない)」という話だったそうです。しかしながら、周りの方、両親を含め、学校の先生、友達も誰もそれを知らなかったそうです。校長先生だった人は、「大丈夫だよ。卒業式だからってスカートをはかなくてもいいのだから」と言って、卒業式が無事終わったそうです。ただ、女子児童が中学進学した時を、大変心配したそうです。ですが、その小学校の先生方は偉かったそうです。保護者の方も偉かったそうです。保護者の方々が心配して、(トランスジェンダーの)当事者を呼んで勉強会をしようということで、(トランスジェンダーの)勉強会をしたそうです。その児童は、中学校を無事に過ごすことができ、今高校生だという話を聞いており

ます。元校長先生は「トイレどうしていたの？」と聞いたそうです。女子児童は「我慢していた。」と言ったそうです。

皆さん、この話をどんなふうにお考えになるのでしょうか。そして、学校や職場は「トランスジェンダーに理解があるか」ということでもあります。受験票や履歴書に性別欄、そして性別が明確な制服やスーツを着る。カミングアウトすべきか迷う。進学先や就職先で理解があるか不安である。こんなことが困っていることに挙げられております。

さて、二つ大きく性的少数者に関わって留意することがあります。一つは「差別的言動見かけたら」ということでもあります。笑いのネタにしようとしている人や侮蔑したり、傷つくような言動をする人がいたら、「そういうのはよくないよ！」と（その）人に伝えていくことが大切です。難しいですけども、そういうことが大切だと言われております。

もう一つ、「アウティング」が大きな問題になっています。本人の許可なく、本人のセクシュアリティを話してしまうということは、重大な人権侵害であります。2015年、男子大学院生、一橋大学の大学院生が同性の同級生に好意を打ち明けたところ、友達に同性愛者であることを言いふらされ、そのあと自殺を図って、命を絶ってしまうという事件が起きました。まさに、「命に関わる問題」であるということでもあります。この2点が大きな留意点であります。そして「大切なこと」は、まず「本人から相談されたらどうすればいいか」ということでもあります。これは、今の状況では大変「勇気ある行動」であるということを理解してください。そして、それはあなたをよっぽど信頼していることだということ、あなたに知ってほしい、「あなたに本当の自分のことを隠しておきたくない」ということです。しっかり本人の気持ちを聴くとともに、本人の了解なく絶対に他の人に話さないようにすることが大切です。どうして欲しいかは、人によって違います。困ったことがあれば支えるよ、という姿勢が大切であります。「話してくれてありがとう」「何かできることがあるかな」。こんなことで、その姿勢を伝えていくことができれば、幸いだと思えます。

人権課題全体を見て行きますと、特に、女性（男性）、子ども、高齢者については、すべての人が人生の中で経験するものだと思います。このこと以外のことについても、大切なことは、「自分の問題として考えていく」ことができるかどうかということだと思います。人権問題を解決するために、まず人権を尊重する社会は「家庭から」と言われています。そして人権の出発点は「家族の愛情」を大事にすることから、こう言われています。

「人権」というのは、まず法を整備することも大切ですが、日常の中で、人権が守られているということも大切であります。そして、自分の人権が守られていると同時に、他の人の人権を大事にするということも必要であります。これは、人権尊重の理念ということであり、法律でも明確にそう示されております。そして、暮ら



しの中の人権問題は、実はたくさんあります。（人権には）関係ないと思っている人たちは、実は人権問題に直面しています。自分が加害者であることに気付いていない場合が多いものです。自分が被害者になって初めて「ハッ」と気づくことがある問題であるということでもあります。到達点としては、「他の人を救うために何ができるか」と考え行動することであると言われていました。人権啓発・教育の基本的な考え方を、（国の）人権教育啓発推進センターの前の理事長である横田洋三先生はこのようにまとめております。

最後に、人権尊重の基本理念ということでもありますけれども、実は、この人権（尊重）の基本理念については新しいものではないと私は思っています。2500年前。中国の孔子という人は、色々「論語」の中で、示されているようなことをお話しています。「人生で一番大切なこと、一生行っていけることは」と弟子に問われて、孔子は、このように言っています。

「其れ恕か。己の欲せられざると所、人に施すこと勿れ。」それは「恕」、思いやり。自分への思いやり、人への思いやり。そして、自分のして欲しくないことを、人にやってはいけないよ、とこういうふうに、孔子は、2500年前に話しています。まさにこれは、人権尊重の基本理念、そのものであります。

様々、人権課題について、私たちは感じ、そして気づき、理解から行動へと繋げていく、これが大切なことかなと思っております。以上で、人権問題概論を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。